

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

施設の名称		指定管理者とする団体	指定の期間
秦野市老人いこいの家	かわじ荘	秦野市八沢626番地の1 老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会 委員長 吉岡 推	平成29年 4月1日か ら平成32 年3月31 日まで
	ほりかわ荘	秦野市堀川579番地の1 老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会 委員長 青木 亨	
	くずは荘	秦野市羽根534番地 老人いこいの家くずは荘管理運営委員会 委員長 小泉 孝	
	あずま荘	秦野市寺山466番地の2 老人いこいの家あずま荘管理運営委員会 委員長 大津 茂美	

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

老人いこいの家の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。